

一団地認定等を受けた計画の変更認定を要しない軽微な変更にかかる取扱要領

(建築基準法第86条、第86条の2関係)

- 1 軽微な変更であると認める変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 公告対象区域に接する道路の幅員および公告対象区域が道路に接する部分の長さの変更（公告対象区域に接する道路の幅員が大きくなる場合（公告対象区域境界線が変更されない場合に限る。）および変更後の公告対象区域の道路に接する部分の長さが当初認定の長さ以上である場合に限る。）
 - (2) 建築物の高さの変更（建築物の高さが減少し、変更計画の日影形状が当初認定における日影の形状の範囲内である場合に限る。ただし、地盤面の位置を上げる変更計画を除く。）
 - (3) 建築物の階数の変更（建築物の階数が減少する場合に限る。）
 - (4) 建築面積の変更（建築面積が減少する場合に限る。）
 - (5) 延べ面積の変更（延べ面積が減少する場合に限る。ただし、容積率の算定の基礎となる延べ面積が増加しない場合はこの限りでない。）
 - (6) 用途の変更（建築基準法施行令第137条の18で指定する類似の用途相互間における場合に限る。）
 - (7) 共同住宅又は長屋等における戸数の変更（戸数が減少する場合に限る。）
 - (8) 区域内通路の変更（区域内通路の幅員が広がる場合に限る。ただし、幅員が減少する場合、区域内の他の部分に区域内通路が計画され、建築物の敷地内の位置および構造に変更がない場合はこの限りでない。）
 - (9) 公開空地等の変更（法第59条の2に基づく許可にかかる場合であって、公開空地の基本的な位置の変更がなく、面積および有効公開空地率が減少しない場合に限る。）
- 2 この取扱要領における用語の意義は、秋田市一団地の総合的設計制度および連担建築物設計制度運用基準の第一の例による。

